

日中戦争と正戦論

——『日本カトリック信徒の支那事變觀』を中心に——

三好 千春

はじめに

日中戦争は、1937年7月7日に偶発的に起こった盧溝橋事件を契機として勃発した。この戦争に対し、仏教界は、浄土真宗が「降魔の剣を奮つて、悪魔を懲らしめねばをかぬ⁽¹⁾」と述べ、真言宗が「支那が日本の誠意を誤解して敵対行為に出てきたから已むを得ず荒魂が発動⁽²⁾」し、慈悲の思いが届かなかつたゆえに「不動明王の剣」を抜いたのだ⁽³⁾としたように、日本の誠意を理解しない悪なる中国を日本が正義の剣を振るって成敗するという見方を示していた。

一方、プロテスタント教会の多くは、日本基督教連盟総幹事の海老澤亮が、中国の背後に「永久に東洋を植民地化し奴隷化せんとする魔手の動き」があったことがこの戦争の原因で、我々は「有色人種中唯一の独立自主の国民として我が日本民族が東亜の新秩序建設の大使命を与へられた⁽⁴⁾」存在と語つたように、この戦争を単なる日中間の戦争とは見ず、「西洋の植民地主義と東洋を代表する日本との戦いである」とみなしていた⁽⁵⁾。

では、日本カトリック教会は日中戦争をどうみていたのであろうか。本論文は、この問いを、日本カトリック教会が海外のカトリック信者を念頭に作成した『日本カトリック信徒の支那事變觀—日本カトリック信徒より全世界の信徒に與ふる書』⁽⁶⁾（以後、『支那事變觀』と略記）と

(1) 小川原正道『日本の戦争と宗教 1899-1945』講談社、2014年、108頁より再引用。

(2) 同上、110～111頁より再引用。

(3) 同上、111頁。

(4) 同上、141頁より再引用。

(5) 同上、142頁。

(6) 上智大学内カトリック大辞典編纂所（代表小林珍雄）『日本カトリック信徒の支那事變觀—日本カトリック信徒より全世界の信徒に與ふる書』日本カトリック新聞社、1937年。本論文では日本語版を使用するが、この小冊子は、英語、ドイツ語、フランス語などに翻訳され、プロパガンダのために欧米各地の高位聖職者やカトリック教会等に送付された。なお、この小冊子の実質的な著者は、奥付から判断して、編纂所代表の小林珍雄と思われる。小林は、1926年に東京大学法学部を卒業し、1931年に岩下壮一の感化により受洗。

いう小冊子を通して考察することを目的としている。

この小冊子は、日中戦争が正戦であることを欧米のカトリック信者に訴えるためのプロパガンダ用に使われたもので、1938年にイタリアで、日中戦争における日本の立場を擁護するために、「カトリック国民使節」の山本信次郎海軍少将が行った講演内容⁽⁷⁾も、この小冊子とほぼ同一であることから、『支那事變観』に記されている内容は、日本カトリック教会のいわば「公式見解」となっていたと思われる。

そこで、『支那事變観』を通して、日本の教会がどのような論理で日中戦争を正戦としたかについて、正戦と認定される三条件のうち、最も重要とされる「正当な理由」の内容を中心に考察してその論理を明らかにするとともに、日本政府が語っていた日中戦争に関する見解と教会の主張との関係がどのようなものであったかについて考えたい。

なお、『支那事變観』以外にも必要に応じて、カトリック信者で外務省に勤務した川村茂久⁽⁸⁾が日中戦争勃発直後の1937年8月に出版した小冊子『日支紛争とカトリック教徒』⁽⁹⁾（以後『日支紛争』と略記）と、澁谷治神父⁽¹⁰⁾による「戦争に対するカトリック者の態度⁽¹¹⁾」（以後、「カトリック者の態度」と略記）という短い論考を補助的に使用する。どちらも、日中戦争が正戦であることを主張する目的で書かれ、主な読者として想定されているのは日本人カトリック信徒であった。

その後、1930年代にフランスおよびドイツに留学し帰国後、上智大学で『カトリック大辞典』の編纂に従事する傍ら、1938年より上智大学経済学部で教授を務めた人物である。

(7) 日本カトリック教会は、日本政府からの要請を受けて、日中戦争における日本の「正しい立場」を欧米カトリック教徒に理解させるという任務を熱心なカトリック信者であった山本信次郎海軍少将に託した。

山本は「カトリック国民使節」として1937年11月に日本を出立し、翌年11月に帰国するまでの一年間に欧米16ヵ国を歴訪し、各地で講演やラジオ出演、政治家等との会見などを行い、日本の正義を説いた。山本正『父・山本信次郎伝』中央出版社、1993年、194～196頁。なお、イタリアで行われた山本信次郎の講演内容については、大瀬高司「近代日本とカトリック教会第5回 1938年、山本の主張（上）」『福音宣教』第74巻第5号（2020年5月）および、同「近代日本とカトリック教会第6回 1938年、山本の主張（下）」『福音宣教』第74巻第6号（2020年6月）に抄訳・要旨が掲載されている。

(8) 川村は、1930年代の外務省革新運動の中核となった「僚友会」の主要メンバーの一人で、「皇道主義」の立場から日本の外交体制の刷新を求める少壮外交官であったが、この本を執筆した1937年に、「自己便宜」により「免本官」（依願免職）していた。その後、川村は、1939年に興亜院調査官、1940年には外務省嘱託外相秘書付などを務めている。「川村茂久」秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、2002年、175頁、および、塩崎弘明「外務省革新派の現状打破意識と政策」『国内新体制を求めて—両大戦にわたる革新運動・思想の軌跡—』九州大学出版会、1998年、参照。

(9) 川村茂久『日支紛争とカトリック教徒』カトリック中央出版部、1937年。

(10) 広島教区司祭として、1920年代にローマおよびドイツで神学を学び、1928年に叙階後に帰国し、この小冊子執筆時は、岡山でイエズス会のラルボレット神父と協力してカトリック思想科学研究所を設立して『聖書研究』を発刊していた。

(11) 澁谷治「戦争に対するカトリック者の態度」『声』第743号（1937年12月）。

1 伝統的正戦論

正戦論とは、「現実の戦争をより正しいものより不正なものに選り分ける一連の基準を示すことで、戦争そのものの強度と範囲に制約を設けようとする理論⁽¹²⁾」を指すが、本章では、日中戦争当時の教会が教えていた伝統的な正戦論の内容を、主に、上記の史料を含む1930年代に出版された書籍の記述に基づきながら、正戦の三条件を中心に整理する。それは『支那事變観』が、「カトリック論者は通常次の三點を『正戦』の三要素として提示する。即ち（一）其が正当主権により、（二）正当意志を以て、（三）正当理由に基き行はれんことである⁽¹³⁾」と、三条件を中心に記述しているからである。

カトリック教会の正戦論は、アウグスティヌスに淵源を持ち、13世紀にトマス・アクイナスが正戦の三条件を整えたことで、その基本形が定まった。16世紀に入ると、スペインの近世スコラ神学者たち、特にフランシスコ・デ・ビトリアによって、正戦論は「jus ad bellum（戦争のための法）」と「jus in bello（戦争における法）」を軸に体系化され、自然法概念も取り込んで、高度に理論化されるに至った⁽¹⁴⁾。

このきわめて近世スコラ学的に精緻化された正戦論は、第一次世界大戦後の国際連盟の設立や不戦条約の締結といった刺激を受けて1930年代に新たな議論⁽¹⁵⁾が生じるまでの数百年間、新たな進展はなく硬直化した状態にあった。日本カトリック教会の指導層が学び、教え、語っていたのは、この伝統的で近世スコラ学的な正戦論であった⁽¹⁶⁾。

伝統的な正戦論の前提は、戦争は悪ではあるが、「正義が蹂躪されても無條件的に⁽¹⁷⁾」戦争を避けるべきという考えは誤っており、「不義の平和」は「正義の戦争」（正戦）によって打

(12) 松元雅和『平和主義とは何か 政治哲学で考える戦争と平和』中央公論新社、2013年、104頁。

(13) 前掲『支那事變観』、3頁。なお、三条件の順番は普通、（一）正当な主権、（二）正当な理由、（三）正当な意図（意志）とされているが、この小冊子は正当な理由に殆どのページを費やす構成となっているため、（二）と（三）の順番を入れ替えたものと思われる。

(14) James Turner Johnson, *Just War Tradition and the Restraint of War*, Princeton University Press, Princeton, 1981, 175~176pp.

(15) この時期、正戦論をめぐって二つの議論が登場した。第一の議論は、伝統的な正戦論は国際法の発展によって取って代わられたとして教会の教え自体を改革しようとするもので、第二の議論は、個々の国家の侵害された権利を補償する際に、正戦論は国家による武力行使のための基盤を提供することで、国際法の形成に貢献できるとするものであった。Gregory M. Reichberg, "Reframing the Catholic Understanding of Just War: Two Contrasting Approaches in the Interwar Period", *Journal of Religious Ethics* 46(3), 2018, 570~572pp.

(16) 管見の限り、当時の日本カトリック教会指導層が戦争について述べている史料中に、1930年代の最新の正戦論議論を参照したと思われる部分は一切見受けられない。

(17) 前掲「カトリック者の態度」、5頁。

破されるべきで⁽¹⁸⁾、「正しき理由のための戦争は正當にして恒久的平和促進のための必須的手段⁽¹⁹⁾」というものであった。

敵国による「不正の侵害を排除し、又は自國の正當權益を主張⁽²⁰⁾」して、國家の「真正なる權利を擁護⁽²¹⁾」しなければならない状況において、このような主權的權利の侵害に対する抑止として武力以外の方法がない場合、國家は戦争を行う自然權を行使でき⁽²²⁾、その戦争は正戦とされた。正戦は、「國際秩序における正義執行の一つの手段⁽²³⁾」で、「不正行爲乃至罪惡」を行つた國に対し「國際的處罰の性質を」帯びる⁽²⁴⁾ものであり、また神の「報復的」正義に参与する、合法的な「報復的」正義の行使の形でもあって、時には必要なこと⁽²⁵⁾であった。

また、他國により「自己の國民が何ら正當なる理由なくして生命財産自由の神聖權が侵害せられ⁽²⁶⁾」たり、「國民の生活、名譽、自由」などが侵害される⁽²⁷⁾時、そのような不正な侵害を予防するために、國家が有している自衛權を行使して、「自衛行爲としての防禦戦争⁽²⁸⁾」を行うことも正戦とされた。

ところで、戦争が正戦と認定されるためには、トマス・アクイナスに依拠する、(1) 正当な主權、(2) 正当な理由、(3) 正当な意図、という三条件を満たしていなければならない。

第一条件は、正当な主權によって開戦されねばならない⁽²⁹⁾、である。正当な主權として開戦の權利をもつのは國家だけであるが、その國家は獨立國家である必要がある。「國權が、内にあつては、國內の人及び物に對して完全なる支配を行ひ、外に對しては、他國の掣肘を受けない」主權を持っている國家だけが、「完全なる獨立國家」として開戦權を持つ⁽³⁰⁾。

なお、その完全なる主權を持つ獨立國家において、具体的に開戦權を有する機関は何か、誰かという問題については、その國々の法律によるため、一律には述べられないが、一般的には「各國の憲法乃至根本法規が指定するところのもの⁽³¹⁾」とされていた。

(18) 前掲『日支紛争』、2頁。

(19) 田口芳五郎『カトリック的國家觀—神社問題を繞りて—』カトリック中央出版部、1933年、87頁。

(20) 前掲『支那事變觀』、2頁。

(21) 前掲『カトリック的國家觀』、77頁。

(22) ヘルツォグ(小林珍雄訳)『戦争と正義』創文社、1955年、28～29頁、91頁。この本は戦後に出版されたが、非常に伝統的な正戦論を扱っているため、1930年代の正戦論理解の補助として使用する。

(23) 同上、28頁。

(24) 同上、98～99頁。

(25) 同上、25頁。

(26) 前掲『カトリック的國家觀』、103頁。

(27) 前掲『カトリック者の態度』、6～7頁。

(28) 同上、7頁

(29) 前掲『カトリック的國家觀』、94頁。

(30) 同上、95頁。

(31) 同上、98頁。

第二の正当な理由は、伝統的な正戦論で最も重視されていたものである。それは、戦争は他国に加害を与えるものであるため、正当な理由なしには行い得ないからであった。

戦争を行うためには、ある国が戦争によって他国に加害を与える権利が、「敵国の領土保障の自然権を凌駕⁽³²⁾」していなければならない。すなわち、戦争によって処罰されるにふさわしいだけの、敵国からの重大なる「不正行為乃至罪悪⁽³³⁾」がなければならないのである。開戦のために必要な正当な理由としては、相手国の「不法行為」、つまり「相手国が非違を以て自国の正當なる權益を侵害⁽³⁴⁾」するといった正義の侵害が不可欠であった。

そして、その正義の侵害が「重大なるばかりでなく、人倫的に考察して確實なるもの (moraliter certa)⁽³⁵⁾」(傍点は原文ママ)であり、被った不正義が、「甚大、確實なるのみならず、他の方法を以て補償せられざる時⁽³⁶⁾」(同上)、国家は開戦でき、その戦争は正戦となる。

また、「他から不正に侵害せられたる自己の名譽權を擁護⁽³⁷⁾」するための開戦も認められていた。その理由は、国家は自己を完成する権利を有しているが、国家の名誉はその完成のためだけでなく、種々のことにおいて有益であるため、名誉が傷つけられることは、その国家にとって大きな害を被る事になるから、であった⁽³⁸⁾。

そして、第三の条件は、戦争をする者たちの意図が正しいものであること、である。この正しい意図とは、「そのためにこそ戦争が行われる『特殊目的にそつて』、つまり平和の為⁽³⁹⁾」ということである。

従って、その戦争の意図が勝利におかれるのではなく、あくまで「平和と正義」におかれていることが肝心で⁽⁴⁰⁾、「己が單なる利益のために開いた戦争は許され⁽⁴¹⁾」ず、「領土慾または侵略戦争は不義⁽⁴²⁾」であって、そのような戦争を正戦とみなしてはならない。

ただし、この第三条件は第一、第二の条件に比べれば重要度が落ちるとされていた。というのは、正しい意図は、「交戦者の行動の主観的・道徳的善性のために必要」であるが、戦争の正義のためには必要不可欠とみなされていなかったからである⁽⁴³⁾。第一、第二の条件が欠けていれば、直ちにその戦争は不正と判断されるが、第三条件が欠けていても、その「戦争は悪では

(32) 同上。

(33) 同上、99頁。

(34) 前掲『日支紛争』、3頁。

(35) 前掲『カトリック的國家觀』、100頁。

(36) 同上、101頁。

(37) 同上、102頁。

(38) 同上、102頁。

(39) ヘルツォグ前掲書、32頁。

(40) 前掲『カトリック的國家觀』、103頁。

(41) 同上、93頁。

(42) 前掲「カトリック者の態度」、5頁。

(43) ヘルツォグ前掲書、32頁。

あるが、厳密な意味で不正では」ないとされた⁽⁴⁴⁾。ちなみに、正しい意図が重要性を持つのはどんな時かという、それは戦争犯罪の問題を考える時であった⁽⁴⁵⁾。

以上、簡単に正戦論の三条件をまとめたが、次章からは、『支那事變観』が、どのように三条件、特に、正当な理由を説明して日中戦争を「正戦」と述べていたのか、その内容を検討していきたい。

2 日中戦争における正当な権威と正当な意図

ここでは、第一と第三の条件について扱うが、まず、第一の条件に関連させて、信徒は正当な主権が統治する国家に従順であれ、服従せよというカトリック教会の教えが、日本の教会の戦争に対する判断に影響を及ぼしていたことに触れておきたい。

というのは、この従順の教えは、『日支紛争』や「カトリック者の態度」に

吾等カトリック教徒は正當な政府の正當なる聲明に對しては、絶對的に服從するものであつて、今次事變に對する日本政府の措置に就ては満幅の信賴を置かねばならぬ⁽⁴⁶⁾。

日本人たる以上われ／＼は日本の政府に政治的に服從する義務がある⁽⁴⁷⁾。(中略)日本人たるが故に政府の聲明にこれを信じて服する義務がある。

(中略)

昭和十二年九月三日召集された第七十二臨時議會に賜はつた御勅語にかうある。
「(中略) 中華民國深く帝國ノ眞意ヲ解セズ濫ニ事ヲ構へ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル (中略) 是レニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラズ (強調点原文ママ)」

これを拝して尚も疑ふ日本人は何處にあるか!⁽⁴⁸⁾

とあるように、政府の声明や天皇の勅語を絶対的、盲目的に信頼するのが正しいカトリック信徒のあり方だとして、政府の主張を鵜呑みにする教会の姿勢を生み出したからである。日本カトリック教会は、正当な権威とみなした政府の声明や天皇の勅書を素直に受容し、そこに記された言葉のみに依拠して日本の戦争を判断する傾向を持っていたのである。

さて、そのような傾向を持つ教会の文書である『支那事變観』は、

(44) 同上、33頁。これは、ベラルミヌスの言葉の引用である。

(45) 同上。

(46) 前掲『日支紛争』、3頁。

(47) 前掲「カトリック者の態度」、7頁。

(48) 同上、8頁

先づ今次の事變が公安維持の大任を負へる正當なる國權の責任に於て遂行されつつあることは多言を要せざる所であるが、不幸にして世界輿論の一部には、日本軍部が政府の意に反して事を構へたる如き根據なき中傷が流布されてゐるから、敢て茲に數言を費やす次第である。議會を始め眞に舉國一致政府の對支政策を支持せる事實は固より、畏くも特別議會に賜りし勅語を拜讀する者、何人も事變が日本の物質的精神的利益擁護のための統帥大權の發動に基ける事實を疑ひ得ざるべきである⁽⁴⁹⁾。

と述べ、この「事變」が「正當なる國權の責任」によって、すなわち、議會を含め「舉國一致政府」によって行われている戦争であり、「統帥大權の發動」にも基づいていることを根拠として、この戦争は正当な権威によって開始されたと述べていた。このように、正戦の第一条件は満たされているとしたのである。

しかし、日中戦争の開戦の実情は、近衛文麿内閣が7月9日の臨時閣議で不拡大方針を決定⁽⁵⁰⁾していたにもかかわらず、「中国一撃論」⁽⁵¹⁾を叫ぶ拡大派に主導権を握られた陸軍が11日に「居留民保護」を名目に派兵を主張⁽⁵²⁾し、結局近衛首相はそれを受け入れて「北支出兵」を決定したという経緯を辿っていた⁽⁵³⁾。

「世界輿論の一部には、日本軍部が政府の意に反して事を構へたる如き根據なき中傷が流布」とある以上、日本の教会にもこうした軍部の動向に関する情報に多少なりとも触れる機会があったのではないかと思われるが、教会は政府の声明と天皇の勅語が出されたという事実と、そこに記された言葉を完全に信じる姿勢を保つことで、軍部が強圧的に関与した開戦という正戦の条件に合致しない点は無視し得たのである。

一方、正しい意図については、次章で触れるように、『支那事變觀』は、第二条件と合体させてしまっており、直接言及する箇所はない。この第三条件については、わずかに『日支紛争』が

皇国日本が、速やかに「正義と愛」の正戦を遂行し、東洋に於ける恒久的平和を確立す

(49) 前掲『支那事變觀』、4頁。

(50) 藤原彰『昭和の歴史5 日中全面戦争』小学館、1988年、83頁。ただし、この不拡大方針は、華北への一層の進出を図ろうという意図を秘めたものでもあった。

(51) この機に乗じて武力で強力な一撃を与えれば、中国は容易に屈服し、華北分離工作（満州国に隣接する華北五省の中国からの分離政策）以来の華北における懸案事項も一挙に解決できるという論。笠原十九司『日中戦争全史』上、高文研、2017年、212頁。

(52) NHK取材班「盧溝橋事件 運命の四日間」（NHK取材班編『その時歴史が動いた』23巻、KTC中央出版2004年所収）、182頁。

(53) 笠原前掲書、212～214頁。

るの「正しき意圖」を達成せられむことを熱烈に祈願すべきである⁽⁵⁴⁾。

と、東洋に「恒久的平和を確立」することを正当な意図として触れている程度である。それは、1で述べたように、第三条件は他の二つに比べて軽視されていたことが大きいと思われる。

3 日中戦争における正当な理由（一）：「特殊權益」擁護の自衛戦争

3.1 自衛戦争としての日中戦争

まず、『支那事變觀』は

カトリック教會は個人にも増して國家に自己防衛の權利を容認し來れるものである。個人自己防衛が即ち國家にとりては戦争であつて、戦争とは武力によりて不正の侵害を排除し、又は自國の正當權益を主張せんとするものに外ならぬ⁽⁵⁵⁾。(後略)

と述べて、戦争とは国家にとっての自己防衛の権利を行使することであり、その戦争は、武力によって「不正の侵害」を排除し、「自國の正當權益を主張」するためになされるものと規定した。ここで扱おうとする戦争は、正戦として認められる形式を具えた戦争で、かつ自衛戦争であるという枠組みを最初に提示したのである。

もっとも、日中戦争が自衛戦争であるという理解は、教会独自の見解ではなく、日本国民の間で共有されていた認識であった。1937年7月11日に日本政府が発表した「重大決意」は、「北支治安の維持が帝国及滿州国にとり緊急の事たるはここに贅言を要せざる処」で、中国側の「不法行為」と「排日侮日行為に対する謝罪」を求め、中国に反省を促すために派兵する⁽⁵⁶⁾とあるが、この声明を受けた翌日の新聞の見出しには、「自衛權の發動⁽⁵⁷⁾」という言葉が躍っていた。また、同年8月13日から始まった第二次上海事變も日本政府による「自衛權發動⁽⁵⁸⁾」と報道され、8月15日に近衛内閣が「帝國政府声明」を出して事実上の戦争宣言を行った際も、「自衛權發動強化⁽⁵⁹⁾」と報道されていた。

こうした自衛權發動という認識の基盤となっていたのが政府の声明であるが、日本カトリック教会は、こうした政府声明に対し、我々には日中戦争を「自衛戦争なりや否やといふ適確な

(54) 前掲『日支紛争』、3頁。

(55) 前掲『支那事變觀』、2頁。

(56) 笠原前掲書、214～215頁。

(57) 朝日新聞（東京版）1937年7月12日付朝刊第二面「自衛權の發動（派兵の重大意義）」。

(58) 朝日新聞（東京版）1937年8月13日朝刊第二面「四相會議で方針一決／斷乎、自衛權を發動／けふ閣議承認せん」、朝日新聞（大阪版）1937年8月13日号外「帝國政府斷乎として／自衛權を發動す」。

(59) 朝日新聞（東京版）1937年8月15日夕刊第一面「自衛權發動強化（けさ臨時閣議決定）」。

調査をすることが不可能」である、しかし我々は「日本人たるが故に政府の声明にこれを信じて服する義務」があるため、「日本人カトリックは支那事變を事實上日本の自衛戦争なりと斷言して憚らない⁽⁶⁰⁾」という態度をとった。これは、2で先述した、政府の声明を全面的に信頼する姿勢に基づくものである。

このように、教会は、政府が主張する自衛戦争という枠組みを全面的に受け入れて、海外の教会に対し、この戦争を自衛戦争として説明しようとしたが、1でみたように、自衛戦争は正戦に含まれ得る。

そこで『支那事變觀』は、日中戦争そのものについて

現下の支那事變は固より厳格な意味に於る戦争と稱するを得ないが、一種の準戦闘行為であり、所謂「膺懲」即ち一國が他の半文明圏乃至未だ完全な國家組織を有せざる相手方に対し外交手段を以てしては解決し得ざる條約背反又は權益侵害に對し、武力を以て之が是正を要請するものに外ならぬのである⁽⁶¹⁾。

と語り、この支那事變という「準戦闘行為」が外交手段では解決不可能な、つまり戦争という手段以外に解決策がないような「條約背反又は權益侵害」を行う中国側に対して「是正を要請する」ために日本が行っている「膺懲」であるという、当時の日本政府の主張をそのまま繰り返した。と同時に、こうした重大な条約違反や權益侵害をしている相手国に対し、戦争以外の是正の手段がない場合の武力行使は正戦とされるという正戦論の原則もさりげなくアピールしている。

ついで、「正戦乃至正當なる準戦闘行為の第二、第三の要件は即ち自衛權⁽⁶²⁾」と記して、正當な意図と正當な理由を自衛權に集約した上で、この自衛權は「また次の三要素を包含せる」として、

- (1) 國家及び國民の重大權益の存在
- (2) 此權益が現に侵害されつつあるか、又は少くとも侵害の危機にあること
- (3) 武力に訴へるの外事態是正の途なきこと⁽⁶³⁾

と、自衛戦争と認められるための「三要素」を挙げた。この三要素の具体的な内容を示すことで、『支那事變觀』は、日中戦争が正戦と認められる自衛戦争であることを証明しようとしたのである。そこで、次にその具体的な内容を考察する。

(60) 前掲「カトリック者の態度」、8頁。

(61) 前掲『支那事變觀』、2頁。

(62) 同上、5頁。

(63) 同上。

3.2 中国による日本の「特殊權益⁽⁶⁴⁾」の侵害と自衛権

『支那事變觀』は、自衛権を構成する「國家及び國民の重大權益」とは、「日本の滿洲及び北支に於る特殊地位」とそれに伴う「經濟的なる『特殊權益』⁽⁶⁵⁾」を指すと述べている。

そして、日英同盟や日露協約によってイギリスやロシア政府は「日本の特殊利益を是認⁽⁶⁶⁾」し、アメリカ政府も1917年の石井・ランシング協定で認め、1922年の九ヶ国条約でも「右條約に署名せる以上日本も亦將來に向つて獨占の主張を放棄せるものであるが、固より日支兩國の地理的歴史的緊密關係に由來する日本の特殊利益を放棄せしもの⁽⁶⁷⁾」ではないと述べて、日本の「特殊權益」は欧米列国によって認められている正当なものだと主張した⁽⁶⁸⁾。

実は、このような認識は、日本政府・軍部のみならず、大連の滿蒙研究会が1931年に作成した『滿蒙における日本の特殊權益』というパンフレットに「英、米、独、仏の四国政府も暗黙の間に日本の主張を認め、滿蒙の特殊權益を承認⁽⁶⁹⁾」と記されていたように、日本國民の間で共有されていたものであった。

このように、カトリック教会も含めた日本國民、そして政府が欧米諸国からの承認を重視していたのは、1928年に日本も調印・批准したパリ不戦條約によって自衛権の中身がより詳細に論じられるようになった結果、欧米諸国から「滿蒙特殊權益」を承認されていることが權益

(64)「特殊權益」とは、「特殊權利」(special rights)と「特殊利益」(special interests)を合わせた概念である。「特殊權利」は、主に、「條約(まれに既成事實)によって認められ、他国には実際には、等しく適用されえない日本の専有權」を指す。一方、「特殊利益」は、特殊權利を行使した結果の「經濟上、政治上、軍事上の施設・經營」の興廢が、その國家の政策において極めて重要で、もし対手国や第三國がそれらを侵害した場合、國家の力(武力とは限定されない)をもって對抗する必要があるとされるような、「經濟的及び政治的發展現象」(信夫淳平『滿蒙特殊權益論』日本評論社 1932年)を指す。加藤陽子『滿州事變から日中戦争へ』岩波書店〈岩波新書〉、2007年、39頁。

(65) 前掲『支那事變觀』、5頁。

(66) 同上。

(67) 同上、6頁。

(68) ここに示した、承認の根拠として『支那事變觀』が挙げたもののうち、日英同盟は九ヶ国條約で廢棄され、日露協約はロシア革命で相手國が滅亡して空手形と化し、石井・ランシング協定もワシントン會議で廢棄されていた。ただ、九ヶ国條約は「中國の主權・獨立・領土保全ならびに行政的保全」の尊重と、「中國における門戶開放・機會均等の原則」の確認を謳った條約であったが、この第一條に取り込まれたアメリカの「ルート四原則」には、安寧條項と呼ばれる、「『帝國の國防並びに經濟的生存の安全』が滿蒙特殊利益に大きく依存する」という日本の主張(加藤前掲書、55頁)に理解を示す項目が含まれ、日本の「滿蒙」における特殊權益について日米間で曖昧な妥協が行われていた。それが、九ヶ国條約を締結しても、日本の特殊權益は認められてきたという主張となっていると思われる。小林啓治「近代東アジアの國際秩序と帝國日本の形成」(大日方純夫・山田朗編著『講座戦争と現代3 近代日本の戦争をどう見るか』大月書店、2004年所収)、122頁。

(69) 加藤前掲書、42頁。

擁護を理由とする対中国出兵を自衛権の発動と主張できる根拠となる、と信じられていたからである⁽⁷⁰⁾。

パリ不戦条約は、その第一条で「国家の政策の手段としての戦争を放棄⁽⁷¹⁾」することを定めたが、同時に、自衛権に基づく戦争と、制裁のための戦争は合法とした。だが、20世紀に入って明確に意識されるようになった「在外自国民保護」という概念を自衛権の一部として含むかどうかをめぐって、自衛権理解は錯綜していた⁽⁷²⁾。

「在外自国民保護」とは、「他国にある自国民の生命および財産に対する侵害ないしはその脅威があり、領域国による抑止が期待できない場合に、相手国領域に侵入し、自国民に対する侵害を排除することを正当化する根拠として認められていた」もので、「領域侵害の正当化」を本質的機能として含むものであった⁽⁷³⁾。

もし、「在外自国民保護」(当時、日本はこれを「居留民保護」と呼んでいた)を自衛権の一部として正当化するなら、そこに想定される自衛権は、「第一次世界大戦以前から存続する自衛権⁽⁷⁴⁾」となるが、日本の外務省は、中国にいる居留民保護を名目とする出兵、満蒙における日本の権益擁護のための出兵、満蒙の治安維持を主張する根拠という三つの問題のいずれも、自衛権として正当化できると主張していた⁽⁷⁵⁾。日本の自衛権理解は、「第一次世界大戦以前から存続する自衛権」を含むものであったのである。

また、外務省は、三つ目の「満蒙治安維持」のための出兵を自衛権によって正当化するには無理があることを認めてはいたが⁽⁷⁶⁾、同時に、「其の満蒙に対する特殊地位を基礎」とすれば、「同地方の治安維持を以て自衛権に基くもの」(傍点は原文ママ)と主張できる⁽⁷⁷⁾と考えていた。

このように、日本政府が、満蒙に特殊権益を持つ日本が自国民保護や治安維持を理由に中国に出兵する場合、それは自衛権で正当化できると考えていたことが、7月11日の「重大決意」で語られた「北支治安の維持」という出兵理由が自衛権発動として日本社会で受け止められる下地となり、教会がこの戦争は自衛戦争と主張する根拠ともなったのである。

ついで『支那事變観』は、国際条約によって日本は自国の「『國防と經濟的存立』」を保障す

(70) 同上、58～59頁。

(71) 牧野雅彦『不戦条約 戦後日本の原点』東京大学出版会、2020年、242頁。

(72) 森肇志「戦間期における『自衛権』概念の一断面—不戦条約締結過程における在外自国民保護の位置づけを素材にして—」『社会科学研究』第53巻第4号、2002年、79～82頁。

(73) 同上、81頁。

(74) 同上、79頁。森によれば、「第一次世界大戦以前に存在した自衛権」は、自国への侵略があり、領域国あるいは旗国からの抑止が期待できない時に、当該領域に侵入もしくは公海上で自国に対する侵略を排除することは正当であるとするもので、「領域侵害あるいは旗国管轄権の侵害の正当化をその本質的機能」とするものであった。同上、81頁。

(75) 同上、85～86頁。

(76) 同上、86頁。

(77) 同上。

るに必要なべき手段を講ずるの権利」を確保した⁽⁷⁸⁾が、日本の「特殊權益」を保障するのは、それだけではなく、「國際法又は國際關係に於る現實」もそうである⁽⁷⁹⁾と述べ、その現實に立脚するなら、日本は（イ）「共產主義の極東進出を防止」する権利、（ロ）「不當に隣國市場より除外され」た際の通商維持の権利⁽⁸⁰⁾、（ハ）排日運動に干渉する権利、（ニ）満州・「北支」で日本人が行った事業や通商によって獲得された財産や權益を擁護する権利を持っている⁽⁸¹⁾と主張した。

このうち、（イ）の権利については、4で取り上げることとし、ここでは残り三つについて、何が主張されているかを検討する。

（ロ）について、『支那事變觀』は、日本は国土が狭く「耕作に適する」国土は「僅かにその一割六分に過ぎ⁽⁸²⁾」ないのに、「年々百萬の人口増加といふ大問題」を抱えており⁽⁸³⁾、「通商によつて生きるか、然らざればその人口の大多數を餓死せしめざるを得ない⁽⁸⁴⁾」状況にあるとして、通商による生存権が日本にあると主張する。

ところが、中国は「吾等の生命其者をも危うせんとする組織的日貨排斥⁽⁸⁵⁾」を行っている。その上、日本産業に不可欠な資源を豊富に持つ中国は、欧米列強には資源への「特權的地位」を与えておきながら、日本には資源への「平和的接近の途を塞がんとする暴擧⁽⁸⁶⁾」に出ている。

従って、日本の経済的生存に関わる中国との通商権を擁護し、満州事変以前に7回も行われた⁽⁸⁷⁾日貨排斥に対抗するためには、「武力に訴へても血路を開⁽⁸⁸⁾」き、「敢然抗争せざるを得ない⁽⁸⁹⁾」状況に日本は追い込まれたというのが、『支那事變觀』の主張であった。そして、このような「一國の存立」がかかる際に武力に訴えることは「些かもカトリック倫理と抵觸」しない⁽⁹⁰⁾、と断言している。これは国家の生存権を護るための自衛戦争としての正戦とみなされる条件に合致するからであろう。

（ハ）の中国の排日運動への干渉権については、排日運動は、日本の極東における「政治的

(78) 前掲『支那事變觀』、6～7頁。

(79) 同上、7頁。

(80) ここでは、あるカトリック社会学者の言葉に依りつつ、「通商維持も正戦なる理由たり得る」と述べている。同上、8頁。

(81) 同上、7～8頁。

(82) 同上、11頁。

(83) 同上。

(84) 同上、11～12頁。

(85) 同上、12頁。

(86) 同上、12～13頁。

(87) 同上、13頁。

(88) 同上、12頁。

(89) 同上、13頁。

(90) 同上、13頁。

安定と平和的關係とを危く⁽⁹¹⁾し、「邦人の生命財産の屢々其犠牲に供せらるる⁽⁹²⁾」もので、かつ、「日貨不買や排日示威が支那官邊の隱然たる支持と計畫⁽⁹³⁾」によって行われているため、「排日の氣運は友誼的和解の最後の希望をも灰燼に歸せしめ⁽⁹⁴⁾」てしまった。それ故、日本は万策尽きて「武力干涉のみが自衛上の唯一手段として日本に残された⁽⁹⁵⁾」と主張している。

そして、(二)については、「漢口其他支那奥地に働く約二千八百の邦人も、年六千萬元に上る商業と四千萬元の投下資本とを見棄てて⁽⁹⁶⁾」立去ることを余儀なくされたとか、「一昨年十一月より昨年十月までの間に邦人加害事件十三の多きに上り、爲に十一名の死者と多數の傷者とを出し、又莫大の財産的損害を蒙った⁽⁹⁷⁾」という風に細かい数字を挙げて、いかに在中國日本人の財産・生命を中国によって侵害されているかについて、説得力を持たせて語ろうとしている。

特に、1937年7月29日発生した通州事件について、「非戦闘員二百餘名の犠牲は偶々暴力的排日行爲に對して自國民を護るべき帝國の權利と義務とを一層痛感せしめる機縁となつた⁽⁹⁸⁾」と述べて、この事件に絡めて「自國民保護」の權利を持ちだし、こうした諸事件の一つだけでも「既に十分なる自衛權發動の理由たり得べきもの⁽⁹⁹⁾」と述べた。この(二)の自國民保護が自衛權發動の理由となるという主張は、先述した日本政府の自衛權理解に基づくものといえる。

このように、『支那事變觀』に示された教会の見解は、日本政府の主張をそのまま受け入れるものであったが、それを受け入れ正戦と解釈し得たのは、単に、教会が政府に従順であることを良しとする姿勢を保持していたからだけではなく、カトリック教会の伝統的な正戦論に、この自衛戦争という理屈を後押しする概念があったからである。

それは「防禦戰」(「守戰」「防禦戦争」とも訳された)と呼ばれる概念で、1で既に述べたように、他国から自国の重大利益を不正に侵害されるとき、国家が有する自衛權を行使して行ふ戦争は正戦であるという考え方に基づき、「現在脅威せられつゝあるか、或ひは將に脅迫せられんとしてゐる損害乃至毀損一掃のため⁽¹⁰⁰⁾」の戦争として、肯定されていた。

この「防禦戰」は、「一見攻撃的に見える」が「その實は全く防禦的の性質」を持つ⁽¹⁰¹⁾戦争で

(91) 同上、8頁。

(92) 同上。

(93) 同上。

(94) 同上、14頁。

(95) 同上。

(96) 同上。

(97) 同上、15頁。

(98) 同上。

(99) 同上。

(100) 前掲『カトリック的國家觀』、77頁。

(101) 前掲『支那事變觀』、16～17頁。

あるため、たとえ「戦略上、他國の領土で戦ふ場合」であっても、「他國の領土に於いて戦ふから侵略戦争だといふことになら⁽¹⁰²⁾」ず、あくまでも自衛戦争として正当化されるとされていた。日中戦争が中国大陸で戦われていたにもかかわらず、それを教会が日本の自衛戦争とみなすことができたのは、このような正戦論の思想があったためと思われる。

4 日中戦争における正当な理由（二）：共産主義の進出に対する防衛

ここでは、先に保留していた「(イ)共産主義の極東進出を防止すべき十分の⁽¹⁰³⁾」権利を扱う。『支那事變觀』は、この権利を生ぜしめた「國際關係に於る現実」について

之は單なる支那の國內問題たるに止らず、吾國自身の安危にかかわる重大問題であり、日本の社會及び國家生活は共産主義の極東進出によつて脅威を蒙るのみならず、特に支那に近接せる朝鮮が最も此危險に曝され易き實情が存するのである⁽¹⁰⁴⁾。

と述べ、中国での共産主義の浸透が日本国内および日本の植民地である朝鮮を脅かすという「實情」を挙げている。

そして、中国において「共産主義的地下運動は益々熾烈を極め、今や日本も之を對岸の火災視するを得ざるに立至」ったことや、中国は「極東の平和と秩序との此騒擾者に對する排撃の實力に全く缺け」ている上に、「外蒙を其手中に収めたる赤手は今や支那各地に及」び、「所謂ソ支不可侵條約によつて白日の下に曝された」ように、中国とソ連が急接近している⁽¹⁰⁵⁾ことも日本にとっての問題だと述べた。

なお、ソ連と中国に関しては、

ソヴィエトには、堅固なる要塞と十數の完全な機械化部隊と千豫のタンク並びに飛行機を有して東京にまで飛來の準備成れる充實せる極東軍あり、又眼を支那に轉ずれば、地下に潜む本部の指令と組織化による排日的煽動と挑戦との日に連れて増大するあり⁽¹⁰⁶⁾

という緊迫した状況に日本は置かれているとして、日本がいかに両国の脅威に囲まれて、それに対し防衛すべき立場にあるかを強調していた。

その上で、『支那事變觀』は、第7回コミンテルン大会で、日本はポーランドと並んで「仮

(102) 前掲「カトリック者の態度」、5頁。

(103) 前掲『支那事變觀』、7頁。

(104) 同上。

(105) 同上、9頁。

(106) 同上、9～10頁。

想敵手」とされたが、日本は既に「共産主義の毒素に對し免疫状態に達してゐる」ため、コミンテルンは「側面よりの攻撃」を企てた。それが、『打倒日本』のスローガンを利用した「國民黨と共産黨とを」「『人民戦線』の名の下に結成」することであった⁽¹⁰⁷⁾と述べて、1937年9月に成立した第二次国共合作を、コミンテルンの陰謀という解釈を提示した。

そして、以上のような状況下であつて、「日本は彼方にソヴィエト、此方に支那なる赤化二大隣邦の包圍を甘受すべき者⁽¹⁰⁸⁾」ではなく、「遂に自己の社會秩序を維持し、國體を擁護すべき神聖なる義務の爲に之に積極的干渉を餘儀なくされ⁽¹⁰⁹⁾」て、「第三インタナショナルの世界革命に對する日本の自衛權⁽¹¹⁰⁾」を行使するに至つたのであり、日中戦争はれっきとした共産主義に對する自衛戦争である、と世界のカトリック教会に訴えた。

また、『支那事變觀』は、国内統一という中国の「最高國是」に對して共感を惜しむものではないとしながらも、日本は「コミンテルンとの提携又は人民戦線の結成には斷乎反對せざるを得ない」、なぜなら、それが「極東の平和を擾亂し、東亞の國際關係を危殆に瀕せしむ」から⁽¹¹¹⁾だと述べた。

従つて、中国によるこの「現下の敵対行爲」を止める唯一の手段は、「平和の障碍たるソ提携の絶縁⁽¹¹²⁾」であり、日本カトリック教会が日中戦争に求めているものは、武力によつてソ連と中国の提携を断ち切ることだと主張した。

そして、中国がコミンテルンと絶縁して第二次国共合作が終わらない限り、「日支間には妥協の餘地なく、東亞恒久平和の曙光も尚遠い⁽¹¹³⁾」のであり、日本カトリック教会は、「今極東に恒久平和を樹立し、吾等の祖國を共産主義より擁護せんとして干戈をとれる帝國政府の態度に滿腔の賛意を表⁽¹¹⁴⁾」すと、共産主義から日本を防衛するための日中戦争を全面的に支持することを世界の教会に向けて明言した。

その上で、

カトリック的倫理觀よりすれば、物質的精神的重大利益を不正に侵害せられんとする一國は、此利益に對する脅威を排除せんがために、所謂豫防的方法によりても自衛權を發動せしめ得べきものである⁽¹¹⁵⁾。(傍点は原文ママ)

(107) 同上、14頁。

(108) 同上、9頁。

(109) 同上。

(110) 同上。

(111) 同上、11頁。

(112) 同上、16頁。

(113) 同上、17頁。

(114) 同上。

(115) 同上、16～17頁。

と、この戦争は「一見攻撃的に見えるかも知れぬが、その實は全く防御的性質のもの⁽¹¹⁶⁾」であるとして、これが「防禦戦」、すなわち正戦であると断言している。

このように、『支那事變觀』は日中戦争を日本の共産主義に対する防衛戦争として擁護したが、その一方、この戦争を単なる日本一国の自衛戦争に止まらないものとして提示しようともしていた。それは、「凡そカトリック信者たる者ものはその國籍如何を問はず牢記⁽¹¹⁷⁾」しなければならないこととして、

夫は人類の殆ど半數を占めるアジア大陸の全住民を併呑せんとする共産主義の赤潮に對して、敢然之を防止排撃し得べき實力と使命とを有する國は、アジアに於て唯日本のみなる認識是である⁽¹¹⁸⁾。

と述べ、また

共産主義と赤化運動とは飽くまで帝國の境邊より排除せらるべきであり、日本は極東に於る平和保持者たる地位と使命とを十分に遂行すべき自覺と實力とを堅持してゐる⁽¹¹⁹⁾

と述べて、アジアにおいて共産主義に対抗し得る唯一の国は日本である事実を全世界のカトリック信者は理解し、その日本が戦っている日中戦争は「東亞を脅す共産主義の洪水を防衛せんとする吾國の乾坤一擲の一大闘争」であることも理解して、日本に共鳴すべき⁽¹²⁰⁾であると訴えたことに明らかである。

すなわち、『支那事變觀』は、この戦争は日本が自国の利益のために行っているものではなく⁽¹²¹⁾、カトリック教会と共産主義の壮大な闘争の一環として、日本がアジアから共産主義勢力を追い出すべく、カトリック教会の（いわば）代理として戦っている正戦なのだと言主張し、よって欧米のカトリック教会は日本を支持すべきだと呼びかけていたのである。

(116) 同上、17頁。

(117) 同上、10頁。

(118) 同上。

(119) 同上。

(120) 同上、18頁。

(121) 『支那事變觀』は、「吾等日本カトリック信徒は又我國の支那に領土的野心なきを知悉」(10頁)しており、「日本は支那領土に植民を試みんとするものではない」(11頁) いため、日中戦争が領土を求めての戦争や侵略戦争ではないことから、それは明らかだと主張していた。また、この領土的野心がないという点は、1で述べたように、この戦争が正戦と判断される条件の一つとして重要であった。

おわりに

『支那事變観』が示す日中戦争観の根底には、これは日本の自衛戦争で正戦であるという認識があった。何故自衛といえるのかといえば、誤った排日感情に駆られた中国により、日本が当然の権利として維持できるはずの「特殊權益」を不当に侵害され、在外自国民の生命と財産を脅かされ、武力以外の解決方法がないためであった。これは、日本政府が述べるなぜ日中戦争が始まったかについての説明とほぼ同一内容といつてよい。

このように、教会の日中戦争認識には、日本政府も国民も信じていた「特殊權益」理解や、日本政府の語る言葉をそのまま受け取る、教会独自の正当な権威への従順姿勢が反映していた。と同時に、日本政府の見解は正戦論を当てはめ易い論理構造となっていたため、教会は日中戦争を自衛戦争であり正戦と解釈することに無理を感じなかったのではなかろうか。

他方、『支那事變観』には、日中戦争とは、ソ連やコミンテルンと提携する中国を舞台とした、アジアにおける共産主義勢力拡大を防ぐための正戦であるという認識もあった。これは、アジアで唯一共産主義勢力と戦える国家である日本が、いわば教会の代理としてカトリック教会と共産主義間の闘争の一翼を担って戦争しているのだから、全世界のカトリック教会は日本を支持すべきだという主張につながり、カトリック教会独自の日中戦争観といえよう。

日中戦争期の日本カトリック・メディアには、この戦争を「防共聖戦」と捉え、反共産主義の立場からこれを強く支持する言説が溢れていた。また、教会は、各地での防共講演会の開催や「皇軍慰問金」への献金、海軍への飛行機の献納などを行い、共産主義打倒の戦争という視点から日中戦争に積極的に協力する姿勢を示していた⁽¹²²⁾。

日本カトリック教会にとって最も大事であったのは、「絶対に氷炭相容れざる⁽¹²³⁾」共産主義を「絶滅⁽¹²⁴⁾」させることであり、そのために日本が戦っている以上、それを支えることは当然であったといえる。日本の教会にとって、日中戦争は正戦であるだけでなく、共産主義に対する聖戦でもあったのである。そこで、この「防共聖戦」という視点から、教会の日中戦争観を分析・考察することが、次の課題となるであろう⁽¹²⁵⁾。

(122) もちろん、こうした行動の背後には、日本社会においてカトリックを含むキリスト教全体に向けられていた不信の眼を意識して、そうした疑念を払拭したいという思惑もあったであろう。

(123) 岡延右衛門『支那事變とローマ教皇廳』栄光社、1937年、19頁。

(124) 山本信次郎「序」、同上、i頁。

(125) 1935年10月に「広田三原則」が出されてから、1939年8月に独ソ不可侵条約が締結されるまでの数年間、日本外交において、東アジアにおける共産主義浸透を防止するためという理由を対中政策に使うなど、防共概念が盛んに利用された。そのため、この日本外交の動向と併せて、教会の「防共聖戦」を考察する必要があるであろう。(酒井哲哉「防共概念の導入と日ソ関係の変容」『北大法学論集』第40巻第5-6下号1990年、参照)

本研究はJSPS科研費（課題番号 18K00087 基盤研究（C））の助成を受けたものである。

なお、日本外交における防共概念導入による日本社会情勢の変化と日本カトリック教会との関連については、山梨敦が、1937年のマニラ万国聖体大会に関する論文で少し触れている。（山梨淳「マニラ万国聖体大会と日本カトリック教会」『キリスト教社会問題研究』60号 2011年、参照）。